

改正案

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事業に相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿 申請者 印

行政庁側記入欄	大抵コード 知事	申請年月日
許可番号	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	許可年月日
申請の区分	1.新設 2.許可換え新規 3.新設・特新増 4.業種追加 5.更新 6.新設・特新増 7.新設・特新増 8.業種追加 9.更新 10.新設・特新増 11.業種追加 12.更新 13.新設・特新増 14.業種追加 15.更新 16.新設・特新増 17.業種追加 18.更新 19.新設・特新増 20.業種追加 21.更新 22.新設・特新増 23.業種追加 24.更新 25.新設・特新増 26.業種追加 27.更新 28.新設・特新増 29.業種追加 30.更新 31.新設・特新増 32.業種追加 33.更新 34.新設・特新増 35.業種追加 36.更新 37.新設・特新増 38.業種追加 39.更新 40.新設・特新増 41.業種追加 42.更新 43.新設・特新増 44.業種追加 45.更新 46.新設・特新増 47.業種追加 48.更新 49.新設・特新増 50.業種追加 51.更新 52.新設・特新増 53.業種追加 54.更新 55.新設・特新増 56.業種追加 57.更新 58.新設・特新増 59.業種追加 60.更新 61.新設・特新増 62.業種追加 63.更新 64.新設・特新増 65.業種追加 66.更新 67.新設・特新増 68.業種追加 69.更新 70.新設・特新増 71.業種追加 72.更新 73.新設・特新増 74.業種追加 75.更新 76.新設・特新増 77.業種追加 78.更新 79.新設・特新増 80.業種追加 81.更新 82.新設・特新増 83.業種追加 84.更新 85.新設・特新増 86.業種追加 87.更新 88.新設・特新増 89.業種追加 90.更新 91.新設・特新増 92.業種追加 93.更新 94.新設・特新増 95.業種追加 96.更新 97.新設・特新増 98.業種追加 99.更新 100.新設・特新増	許可の有効期間の開始 1.する 2.しない
申請年月日	平成 年 月 日	

許可を交付しようとする建設業申請時において既に許可を受けている建設業番号又は名称のフリガナ	0 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	1.一般 2.特定
商号又は名称	0 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	支那人の氏名
代表者又は個人の氏名	0 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	
主たる営業所の所在地市町村コード	1 0 1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	都道府県名 市区町村名
主たる営業所の所在地	1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	
郵便番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	電話番号

資本金額又は出資総額	1 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	（千円） 法人又は個人の別 1.法人 2.個人
業種の有無	1 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	建設業以外に行っている業種の種類 1.有 2.無

許可換えの区分	1 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	（1.大抵許可→知事許可 2.知事許可→大抵許可 3.知事許可→他の知事許可）
旧許可番号	1 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	旧許可年月日 平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

現行

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事業に相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿 申請者 印

行政庁側記入欄	大抵コード 知事	申請年月日
許可番号	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	許可年月日
申請の区分	1.新設 2.許可換え新規 3.新設・特新増 4.業種追加 5.更新 6.新設・特新増 7.新設・特新増 8.業種追加 9.更新 10.新設・特新増 11.業種追加 12.更新 13.新設・特新増 14.業種追加 15.更新 16.新設・特新増 17.業種追加 18.更新 19.新設・特新増 20.業種追加 21.更新 22.新設・特新増 23.業種追加 24.更新 25.新設・特新増 26.業種追加 27.更新 28.新設・特新増 29.業種追加 30.更新 31.新設・特新増 32.業種追加 33.更新 34.新設・特新増 35.業種追加 36.更新 37.新設・特新増 38.業種追加 39.更新 40.新設・特新増 41.業種追加 42.更新 43.新設・特新増 44.業種追加 45.更新 46.新設・特新増 47.業種追加 48.更新 49.新設・特新増 50.業種追加 51.更新 52.新設・特新増 53.業種追加 54.更新 55.新設・特新増 56.業種追加 57.更新 58.新設・特新増 59.業種追加 60.更新 61.新設・特新増 62.業種追加 63.更新 64.新設・特新増 65.業種追加 66.更新 67.新設・特新増 68.業種追加 69.更新 70.新設・特新増 71.業種追加 72.更新 73.新設・特新増 74.業種追加 75.更新 76.新設・特新増 77.業種追加 78.更新 79.新設・特新増 80.業種追加 81.更新 82.新設・特新増 83.業種追加 84.更新 85.新設・特新増 86.業種追加 87.更新 88.新設・特新増 89.業種追加 90.更新 91.新設・特新増 92.業種追加 93.更新 94.新設・特新増 95.業種追加 96.更新 97.新設・特新増 98.業種追加 99.更新 100.新設・特新増	許可の有効期間の開始 1.する 2.しない
申請年月日	平成 年 月 日	

許可を交付しようとする建設業申請時において既に許可を受けている建設業番号又は名称のフリガナ	0 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	1.一般 2.特定
商号又は名称	0 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	支那人の氏名
代表者又は個人の氏名	0 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	
主たる営業所の所在地市町村コード	1 0 1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	都道府県名 市区町村名
主たる営業所の所在地	1 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	
郵便番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	電話番号

資本金額又は出資総額	1 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	（千円） 法人又は個人の別 1.法人 2.個人
業種の有無	1 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	建設業以外に行っている業種の種類 1.有 2.無

許可換えの区分	1 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	（1.大抵許可→知事許可 2.知事許可→大抵許可 3.知事許可→他の知事許可）
旧許可番号	1 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	旧許可年月日 平成 年 月 日

役員及び営業所については別紙による。

連絡先
所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

別紙一

(用紙 A 4)

平成 年 月 日

1. 法人の役員、顧問、相談役又は総務部長の職務権限の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2. 「株主等」については、「役員等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

3. 「経営業務の管理責任者」の欄には、当該役員等が経営業務の管理責任者に該当する場合は○を記入すること。

別紙一

(用紙A 4)

[illegible]

(新設)

専任技術者一覧表

平成 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

- 1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。
- ・一般建設業の場合
 - 「１」・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当
 - 「４」・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ該当
 - 「７」・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ該当
 - ・特定建設業の場合
 - 「２」・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
 - 「３」・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
 - 「６」・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
 - 「９」・・・・・・・・法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二号
（略）
工事経歴書

記載要領
1～5 （略）
6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
7～9
10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11～12 （略）

様式第二号
（略）
工事経歴書

記載要領
1～5 （略）
（新設）
6～8 （略）
9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

10～11 （略）

様式第四号（第二条関係）
様式第四号（第二条関係）

使 用 人 数				
営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事 務 関 係 使 用 人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第四号（第二条関係）
様式第四号（第二条関係）

使 用 人 数				
営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事 務 関 係 使 用 人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいい、労務者は含めないものとすること。

3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条関係）

様式第六号（第二条関係）

（用紙A 4）

誓 約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式第六号（第二条関係）

様式第六号（第二条関係）

（用紙A 4）

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第七号（第三条関係）

様式第七号（第三条関係）

(用紙A 4)

経営業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

平成 年 月 日

証明者 _____ 印 _____

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の 支 配 人} \end{array} \right\}$ で建設業法第7条第1号 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

平成 年 月 日

申請者 _____ 印
屈出者 _____

印

申請又は区分
 1 7 3
 (1. 新規 2. 変更 3. 経営業務の管理責任者の追加 4. 経営業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 年 月 日

大臣
知事

許可番号

1 8

3

国土交通大臣
知事

船舶()

5

第

10

号

許可年月日

平成

11

年

13

月

15

日

記

[illegible]

- 8 -

別紙

別紙

(用紙 A 4)

(新設)

経營業務の管理責任者の略歴書

現	住	所																			
氏	名						生	年	月	日	年	月	日生								
職	名																				
	期			間	従									事	し	た	職	務	内	容	
職	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	自	年	月	日																	
	至	年	月	日																	
	歴	自	年	月	日																
		至	年	月	日																
自		年	月	日																	
至		年	月	日																	
自		年	月	日																	
至		年	月	日																	
自		年	月	日																	
至		年	月	日																	
自		年	月	日																	
至		年	月	日																	
賞	年	月	日	賞														罰	の	内	容
罰																					
上記のとおり相違ありません。																					
平成 年 月 日 氏 名 印																					

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第八号（1）（第三条関係）

様式第八号(1) (第三条関係)

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

印

区 分

項 重
6 1 3

1. 新規許可等
2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更
3. 専任技術者の追加
4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれた営業所のみの変更

大臣 閣下

許可番号

6 2 3

国土交通大臣 許可 (般 第 5 第 10 号 平成 11 年 10 月 15 日)

(フリガナ)

氏 名 項 番 フリガナ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 3 10 15 16 20 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 漆 防 内 障 遮 通 園 井 具 水 清 清

3 5 10 15 20 25 30

今 後 担 当 する 建 設 工 事 の 種 別 6 4

現 在 担 当 して いる 建 設 工 事 の 種 別

1 2 3 4 5 6 7 8

有 資 格 区 分 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17

変 更、追 加 又 は 削 除 の 年 月 日 平 成 年 月 日

専 任 技 術 者 の 住 所 営 業 所 の 名 称 (旧 所 属) 営 業 所 の 名 称 (新 所 属)

[illegible][illegible]

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）
(削除)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第八号（2）（第三条関係）

様式第八号（2）（第三条関係）

（用紙A 4）

専任技術者証明書（更新）

既に届け出たとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

記

営業所の名称	フリー 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分	生年月日

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十一号（第四条関係）

(用紙 A 4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

平成 年 月 日

[illegible]

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員 等} \\ \text{本 法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調査

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
役 名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日		氏 名	印

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員 等} \\ \text{本 法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 5 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員 等} \\ \text{本 法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{array} \right)$ の略歴書

現 住 所				
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	
職 名				
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
職 歴	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。				
平成 年 月 日		氏 名	印	

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員 等} \\ \text{本 法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十三号（第四条関係）

様式第十三号（第四条関係）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査

（用紙A4）

現	所													
氏	名		生	年	月	日		年	月	日生				
営	業	所	名											
職	名													
賞	年	月	日	賞							罰	の	内	容
罰														
上記のとおり相違ありません。														
平成 年 月 日 氏 名 印														

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十三号（第四条関係）

様式第十三号（第四条関係）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書

（用紙A4）

現	住	所																	
氏	名		生	年	月	日		年	月	日生									
営	業	所	名																
職	名																		
職	期	間	従										事	し	た	職	務	内	容
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	自	年	月	日															
	至	年	月	日															
	賞	年	月	日	賞										罰	の	内	容	
罰																			
上記のとおり相違ありません。																			
平成 年 月 日 氏 名 印																			

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
貸借対照表

（略）	
記載要領	
1 ～ 6	（略）
7	流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の <u>100分の5</u> を超えると きは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資 金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載する こと。
8	流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が 資産の総額の <u>100分の5</u> を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
9	（略）
10	「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資 産の総額の <u>100分の5</u> 以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含 めて記載することができる。
11 ～ 21	（略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
貸借対照表

（略）	
記載要領	
1 ～ 6	（略）
7	流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の <u>100分の1</u> を超えると きは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資 金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載する こと。
8	流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が 資産の総額の <u>100分の1</u> を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
9	（略）
10	「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資 産の総額の <u>100分の1</u> 以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含 めて記載することができる。
11 ～ 21	（略）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）
注記表

（略）
記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1・2（略）				
3 <u>会計方針</u> の変更	○	○	○	○
4～18（略）				

2～6 （略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）
注記表

（略）
記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社.	
1・2（略）				
3 <u>会計方法</u> の変更	○	○	○	○
4～18（略）				

2～6 （略）

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）

附属明細表

（略）

記載要領

第1 （略）

第2 個別事項

1 （略）

2 短期貸付金明細表

（1） 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

3 長期貸付金明細表

（1） 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

4 （略）

5 関係会社有価証券明細表

（1）～（5） （略）

（6） 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の 100 分の 20 を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

（7） （略）

6 関係会社出資金明細表

（1） 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

7・8 （略）

9 関係会社借入金明細表

（1） 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

10 （略）

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）

附属明細表

（略）

記載要領

第1 （略）

第2 個別事項

1 （略）

2 短期貸付金明細表

（1） 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

3 長期貸付金明細表

（1） 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

4 （略）

5 関係会社有価証券明細表

（1）～（5） （略）

（6） 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の1を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の 100 分の 20 を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

（7） （略）

6 関係会社出資金明細表

（1） 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

7・8 （略）

9 関係会社借入金明細表

（1） 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。

（2）・（3） （略）

10 （略）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
貸借対照表

（略）	
記載要領	
1～5	（略）
6	流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の <u>100分の5</u> を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
7～9	（略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
貸借対照表

（略）	
記載要領	
1～5	（略）
6	流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の <u>100分の1</u> を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
7～9	（略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

[illegible]

通称	所在地	氏名	電話番号
ファックス番号			

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～7 （略）

8 届出の内容が、経營業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

9 （略）

10 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

11～21 （略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～7 （略）

（新設）

8 （略）

（新設）

9～19 （略）

様式第二十五号の十一別紙一

記載要領

1～3（略）

4 **3** **2** 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	<u>プレストレストコンクリート構造物工事</u>	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	ほ 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事		
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5～8（略）

様式第二十五号の十一別紙一

記載要領

1～3（略）

4 **3** **2** 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	<u>プレストレストコンクリート工事</u>	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	ほ 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事		
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5～8（略）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第二十五号の十一別紙二
別紙二

技 術 職 員 名 簿

頁 数 項 量 0 1 3 5 頁

(別紙入 4)
2 0 0 0 5

通番	氏 名	生 年 月 日	専攻 区分 コード	専攻 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	専攻 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号
1		年 月 日		6 2						
2		年 月 日		6 2						
3		年 月 日		6 2						
4		年 月 日		6 2						
5		年 月 日		6 2						
6		年 月 日		6 2						
7		年 月 日		6 2						
8		年 月 日		6 2						
9		年 月 日		6 2						
10		年 月 日		6 2						
11		年 月 日		6 2						
12		年 月 日		6 2						
13		年 月 日		6 2						
14		年 月 日		6 2						
15		年 月 日		6 2						
16		年 月 日		6 2						
17		年 月 日		6 2						
18		年 月 日		6 2						
19		年 月 日		6 2						
20		年 月 日		6 2						
21		年 月 日		6 2						
22		年 月 日		6 2						
23		年 月 日		6 2						
24		年 月 日		6 2						
25		年 月 日		6 2						
26		年 月 日		6 2						
27		年 月 日		6 2						
28		年 月 日		6 2						
29		年 月 日		6 2						
30		年 月 日		6 2						

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十五号の十一別紙二
別紙二

技 術 職 員 名 簿

頁 数 項 量 0 1 3 5 頁

(別紙入 4)
2 0 0 0 5

通番	氏 名	生 年 月 日	専攻 区分 コード	専攻 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	専攻 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証交付番号
1				6 2						
2				6 2						
3				6 2						
4				6 2						
5				6 2						
6				6 2						
7				6 2						
8				6 2						
9				6 2						
10				6 2						
11				6 2						
12				6 2						
13				6 2						
14				6 2						
15				6 2						
16				6 2						
17				6 2						
18				6 2						
19				6 2						
20				6 2						
21				6 2						
22				6 2						
23				6 2						
24				6 2						
25				6 2						
26				6 2						
27				6 2						
28				6 2						
29				6 2						
30				6 2						

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～3（略）

4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

6～9（略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～3（略）

（新設）

4～7（略）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第二十五号の十一別紙三

別紙三

(用紙A4)
20004

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項番 1 3 4 1 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 0 [1.有、2.無]
退職一時金制度もしくは企業年金制度加入の有無	4 5 0 [1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 0 [1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況	
営業年数	4 7 0 0 5 (年) 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 備考（延滞変更等）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 0 [1.有、2.無] 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 更生手続又は更生手続開始決定日 更生計画又は更生計画認可日 更生手続又は更生手続開始決定日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 9 0 [1.有、2.無]
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 0 0 [1.有、2.無]
指示処分の有無	5 1 0 [1.有、2.無]
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	5 2 0 1 [1.会計監査人の設置、2.会計事務の設置、3.経理経理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 3 0 0 0 0 (人)
二級登録経理試験合格者の数	5 4 0 0 0 0 (人)
研究開発の状況	
研究開発費（2期平均）	5 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (千円) 調査対象事業年度 調査対象事業年度の調査対象事業年度 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	5 6 0 0 0 5 (台)
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	5 7 0 [1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5 8 0 [1.有、2.無]
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9 0 1 [1.該当、2.非該当] 育成率 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. (%)
新規若年技術職員の育成及び確保	5 0 0 1 [1.該当、2.非該当] 育成率 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. (%)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十五号の十一別紙三

別紙三

(用紙A4)
20004

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項番 1 3 4 1 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 0 [1.有、2.無]
退職一時金制度もしくは企業年金制度加入の有無	4 5 0 [1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 0 [1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況	
営業年数	4 7 0 0 5 (年) 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 備考（延滞変更等）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 0 [1.有、2.無] 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 更生手続又は更生手続開始決定日 更生計画又は更生計画認可日 更生手続又は更生手続開始決定日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 9 0 [1.有、2.無]
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 0 0 [1.有、2.無]
指示処分の有無	5 1 0 [1.有、2.無]
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	5 2 0 1 [1.会計監査人の設置、2.会計事務の設置、3.経理経理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 3 0 0 0 0 (人)
二級登録経理試験合格者の数	5 4 0 0 0 0 (人)
研究開発の状況	
研究開発費（2期平均）	5 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (千円) 調査対象事業年度 調査対象事業年度の調査対象事業年度 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	5 6 0 0 0 5 (台)
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	5 7 0 [1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5 8 0 [1.有、2.無]

記載要領

1～6（略）

7 4 6「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

8～15（略）

16 5 6「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。

17・18（略）

19 5 9「若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

20 6 10「新規若年技術職員の育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

記載要領

1～6（略）

7 4 6「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（財）建設業福祉共済団、（社）建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

8～15（略）

16 5 6「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

17・18（略）

（新設）

（新設）

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

經營規模等評價結果通知書
総合評定値通知書

電 市 資 完 行	區 成 工 政	話 本 事 高 庁	村 高 ／ 壳 記	番 金 上 入	一 高 入	号 下 額 欄 (%)
-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-------------	-------------------------

[illegible]

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度設けしくは企業年金制度導入の有無		
法定外労務関係保険制度加入の有無		

E.C.

科 目	決算	科 目	決算	科 目	決算	科 目	決算
固定資産		自己資本		売上総利益		経常利益	
流動負債		純資産（当期）		受取利息配当金		営業キャッシュフロー（当期）	
固定負債		純資産（前期）		支払利息		営業キャッシュフロー（前期）	
利益剰余金		売上高					

離體
週知
果週
紹值
語定
標評
規合
縫總

検査機関等評価の結果を通知します。

印

固	流	固	利	自	統	統
---	---	---	---	---	---	---

[illegible]

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

(別表) (二) (抄)
(略)

職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	72	左官(1級)	
		〃 (2級)	3年
	73	とび・とび工・コンクリート圧送施工(1級)	
		〃 〃 〃 (2級)	3年
	(略)		
	76	配管・配管工(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		〃 (2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年
(略)			
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)		
	〃 〃 〃 (2級)	3年	
(略)			

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

(別表) (二) (抄)
(略)

職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)	
		" (2級)	3年
	(新設)		
	72	左官(1級)	
		" (2級)	3年
	73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)	
		" " " " (2級)	3年
	(略)		
	76	配管・配管工(1級)	
		" " (2級)	3年
	(新設)		
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		" " (2級)	3年
	(略)		
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)	
		" " " (2級)	3年
(略)			

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（別表）（四）（抄）
（略）

職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)	
	271	" (2級)	3年
	164	型枠施工(1級)	
	264	" (2級)	3年
	172	左官(1級)	
	272	" (2級)	3年
	173	とび・とび工・コンクリート圧送施工(1級)	
	273	" " " (2級)	3年
	(略)		
	176	配管・配管工(1級)	
	276	" " (2級)	3年
	170	建築板金「タクト板金作業」(1級)	
	270	" (2級)	3年
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	
	277	" " (2級)	3年
	(略)		
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
	284	" " " (2級)	3年
	(略)		

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

（別表）（四）（抄）
（略）

職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)	
	271	" (2級)	3年
	(新設)		
	172	左官(1級)	
	272	" (2級)	3年
	173	とび・とび工・ <u>型枠施工</u> ・コンクリート圧送施工(1級)	
	273	" " " <u>"</u> " " (2級)	3年
	(略)		
	176	配管・配管工(1級)	
	276	" " (2級)	3年
	(新設)		
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	
	277	" " (2級)	3年
	(略)		
	184	板金「 <u>建築板金作業</u> 」・ <u>建築板金</u> ・板金工「 <u>建築板金作業</u> 」(1級)	
	284	" " <u>"</u> " " (2級)	3年
	(略)		